

<p>事件名</p>	<p>遺言書検認</p>	
<p>申立権者</p>	<p>遺言書の保管者、遺言書を発見した相続人 ※公正証書による遺言のほか、法務局において保管されている自筆証書遺言に関して交付される「遺言書情報証明書」は、検認の必要はありません。</p>	
<p>管轄</p>	<p>遺言者の最後の住所地の家庭裁判所</p>	
<p>申立費用</p> <p>(郵便切手が不足した場合には追加をお願いする場合があります。)</p>	<p>【必要書類等】</p> <p><input type="checkbox"/> 収入印紙 遺言書1通につき 申立手数料800円分 検認済証明申請手数料150円分</p> <p><input type="checkbox"/> 郵便切手 84円×(法定相続人の数+2)枚</p>	<p>【購入先・請求先】</p> <p>郵便局など</p>
<p>添付書類</p> <p>(必要に応じてこれ以外の書類を提出していただく場合もあります。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書)等 必要な戸籍謄本等は裏面「遺言書検認の申立ての際に必要な戸籍謄本等」のとおり ※写しでの提出も可能です。</p>	<p>戸籍謄本等は本籍地の市区町村役場 (ただし、戸籍の請求者との関係によっては最寄りの市区町村役場で請求できる場合(例:請求者本人分)がありますので、詳しくは市区町村役場にお問い合わせください。)</p>
	<p>検認とは、法定相続人に遺言書の存在及びその内容を知らせるとともに、後日の偽造、変造を防止し、その保存を確実にするための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。 法定相続人には検認期日(遺言書の検認を行う日)を通知しますので、申立書には法定相続人全員の住所を記載する必要があります。 申立後の取下げには、裁判所の許可が必要です。</p>	
<p>申立後の進行</p>	<p>申立書受付後、担当者において書類を審査し、検認期日を指定して法定相続人の方に通知します。検認期日は申立てから概ね1か月先になります。 ※遺言書は、申立人が検認期日に持参してください(申立書等を提出する際には、遺言書を提出しないでください)。</p>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>岡山家庭裁判所 (本庁受付係) 〒700-0807 岡山市北区南方1-8-42 Tel 086-222-4168 (倉敷支部) 〒710-8558 倉敷市幸町3-33 Tel 086-422-1393 (新見支部) 〒718-0011 新見市新見1222 Tel 0867-72-0042 (津山支部) 〒708-0051 津山市椿高下52 Tel 0868-22-9327 (玉野出張所) 〒706-0011 玉野市宇野2-2-1 Tel 0863-21-2908 (児島出張所) 〒711-0911 倉敷市児島小川1-4-14 Tel 086-473-1400 (玉島出張所) 〒713-8102 倉敷市玉島1-2-43 Tel 086-522-3074 (笠岡出張所) 〒714-0081 笠岡市笠岡1732 Tel 0865-62-2234 ※笠岡出張所は受付のみ行い、その後の手続は倉敷支部で進められます。倉敷支部での受付も可能です。</p>	

遺言書検認の申立ての際に必要な戸籍謄本等

(いずれも発行から3か月以内のもの)

1. 法定相続情報一覧図がある場合

認証文付き法定相続情報一覧図 → 法定相続情報一覧図に関する詳細については、法務局のウェブサイトをご覧ください。右のコードから閲覧できます。



2. 法定相続情報一覧図がない場合

【共通】

- ① 遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ② 相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ③ 遺言者の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

【相続人が（配偶者と）第二順位相続人（直系尊属）の場合】

- ④ 死亡している直系尊属（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合、父母と祖父。））がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

【相続人が不存在の場合、配偶者のみの場合又は（配偶者と）第三順位相続人（兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい）の場合】

- ④ 遺言者の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑤ 遺言者の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑥ 死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑦ 代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

※ 上記の戸籍中、重複（共通）するものはいずれも1通で差し支えありません。
※ 相続人の住所が分からない場合、戸籍附票を取得するなどしてご調査ください（取得した戸籍附票は後日提出していただく可能性があります。）。
※ 相続人が住民票上の住所に住んでおらず行方不明の場合、取得した戸籍附票又は住民票をご提出ください。

岡山家庭裁判所